

名古屋市科学館ネーミングライツスポンサー募集要項

名古屋市科学館（以下「当館」という。）のネーミングライツ（命名権）スポンサー（以下「スポンサー」といいます。）を募集します。

当館は、ギネスの世界記録に認定された、内径 35 メートルの世界最大級のプラネタリウムドームや、極寒ラボ・放電ラボ等の 4 つの大型展示を擁し、年間約 130 万人の来館者にお越しいただいており、名古屋の観光スポットとして、様々な媒体で紹介されています。なお、アンケート調査を通じ、来館者の約 7 割が市外からのお客様であると分析しております。

当館に企業名、商品名等を入れた愛称をつけることができます。

ネーミングライツを通じた市と企業との協力関係により、当館の施設や事業の充実を図り、次世代を担う子どもたちが、宇宙や科学への興味や理解を深めるサポートをしていただくことを目指しておりますので、ぜひ趣旨にご賛同のうえ、ご応募ください。

1 対象施設

以下の (1) 又は (2) のいずれかを選択できます。

（参考：科学館ウェブサイト：<https://www.ncsm.city.nagoya.jp/>）

(1) 当館全体

所在地：名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号

(2) 当館天文館 6 階プラネタリウムドーム

所在地：同上

2 募集期間

令和 7 年 10 月 10 日(金)から令和 7 年 12 月 12 日(金)まで

※ 期間中に応募がない場合、同一条件で、募集期間を 1 か月程度延長することがあります。

3 愛称

施設名称をはじめ、「名古屋市科学館ネーミングライツ詳細条件」に示す対象に、企業名又は商品名等を入れた愛称を付与することができます。

ただし、個人名及び教育委員会広告掲載要綱第 3 条第 1 項第 1 号に該当する愛称は付与できません。

4 募集概要

(1) 最低契約金額（消費税及び地方消費税は別途）

- | | |
|----------------------|---------------|
| ア 当館全体の応募の場合 | 年額 6,000 万円以上 |
| イ プラネタリウムドームのみの応募の場合 | 年額 3,650 万円以上 |

※ 応募者の提案した金額（消費税及び地方消費税は別途）をもとに契約します。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ 本件の契約の相手方となったスポンサーは、次回（令和 13 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までを予定）の契約に関して優先的に交渉することができます。

(3) 愛称の使用及び表示期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ 当該期間には、愛称の表示及び撤去に係る期間を含みます。

(4) スケジュール

募集	令和 7 年 10 月 10 日(金)～12 月 12 日(金)
募集に関する質問受付	令和 7 年 10 月 10 日(金)～11 月 7 日(金)
現地説明会	令和 7 年 10 月 27 日(月)
質問に対する回答	～令和 7 年 11 月 14 日(金)
応募受付	令和 7 年 12 月 5 日(金)～12 月 12 日(金)
市民等からの意見募集	令和 7 年 12 月下旬～1 か月程度
外部有識者からの意見聴取	令和 8 年 1 月
決定・選定結果通知	令和 8 年 2 月初旬（予定）
契約締結	令和 8 年 2 月中旬（予定）
愛称の使用及び表示開始	令和 8 年 4 月 1 日(水)～

(5) 費用負担

愛称表示等に係る費用負担の基準は、次のとおりとします。

なお、スポンサーの費用負担については、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

事項	スポンサー	当館	備考
愛称を表示するロゴのデザイン・制作	○		当館の監修を経るものとする
施設サインへの愛称掲出に伴う看板等の制作、設置、管理等	○		
ウェブサイト及びサイネージへの企業広告掲出にかかる素材制作	○		掲出そのものは当館が行う
企業 PR スペースでの企業広告の制作、設置、管理、撤去等	○		
当館公式ウェブサイト、オンライン観覧券販売サイト及び公式 SNS の更新		○	

当館が発行する広報紙や見学ガイド、事業告知チラシの制作		○	
当館職員が使用する名札等の制作		○	
契約期間終了に伴う原状回復	○		

(6) 詳細条件

詳細については、「名古屋市科学館ネーミングライツ詳細条件」を参照ください。

5 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）が応募できます。ただし、以下の法人等は応募できません。

（応募できない法人等）

ア 政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人等

イ 名古屋市教育委員会広告掲載要綱第3条第1項第2号アからクまでのいずれか又は第3号に該当する法人等

ウ 契約締結までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第253号）に基づく排除措置を受けている法人等

なお、応募の申込みをする法人等については、当該法人等（当該法人等の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所、役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

6 選定方法等

(1) 審査方法

名古屋市科学館長、同副館長、同総務課長及び同学芸課長により構成する検討委員会において、事業者から提出された提案内容を下記の項目により審査します。応募者が1者のみの場合も審査を行います。

ただし、プラネタリウムドームのみの提案と、当館全体に対する提案が同時にあった場合は、提案金額の高い提案が属する側を優先して審査します。ただし、当該提案を審査し、すべての応募者がスポンサー候補者又は次点候補者に選ばれなかった場合は、提案金額の低い側を審査します（以下「例示」参照）。

(例示)

応募状況	審査順
A 社 当館全体に対する提案 66,000 千円 B 社 当館全体に対する提案 77,000 千円 C 社 プラネタリウムドームのみの提案 71,500 千円	A 社、B 社を優先して審査し、両社ともスポンサー候補者又は次点候補者に選ばれなかった場合、C 社を審査
A 社 当館全体に対する提案 66,000 千円 B 社 プラネタリウムドームのみの提案 77,000 千円 C 社 プラネタリウムドームのみの提案 40,150 千円	B 社、C 社を優先して審査し、両社ともスポンサー候補者又は次点候補者に選ばれなかった場合、A 社を審査

【審査項目（検討委員 1 名あたり）】

項目	審査の視点等	配点
提案された愛称の公共施設としてのふさわしさ	愛称の親しみやすさ・呼びやすさ	10
ネーミングライツスポンサーとしてのイメージのふさわしさ	スポンサーに応募した応募理由、地域貢献への視点	10
提案者の財務状況	経営の安定性	10
提案金額	提案金額の最高額との比較	10
科学館の運営に資する提案内容	科学館の運営への貢献度	10
総計		50

選定委員会の各構成員が、上記審査項目に基づき審査を行い、その得点の合算により、高い得点を得た者の順から、スポンサー候補者及び次点候補者を選定します。ただし、各項目の得点の合計が 5 割未満もしくは得点の総計が満点の 7 割未満の場合は選定しません。

なお、最も高い得点を得た者が複数となった場合は、以下の順番で決定します。

- ① 「科学館の運営に資する提案内容」の項目の得点がより高かった者
- ② ①が同点の場合、「提案された愛称の公共施設としてのふさわしさ」の項目の得点がより高かった者
- ③ ②が同点の場合、「ネーミングライツスポンサーとしてのイメージのふさわしさ」の項目の得点がより高かった者

また、市民が利用する施設として愛称が不適当な場合等は、非選定となることがあります。また、愛称の調整を依頼する場合があります。

(2) 市民等からの意見募集及び外部有識者等からの意見聴取

ネーミングライツの導入について、名古屋市公式ウェブサイトを利用して市民等からの意見募集を行います。また、公平性、透明性及び客観性を担保するため、外部有識者等から意見聴取します。なお、市民等からの意

見は、外部有識者等からの意見聴取の際に報告されます。

(3) 候補者の決定

(2)の意見を踏まえ、総合的に検討委員会で判断し、教育委員会事務局で候補者を決定します。

選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、スポンサー企業名、愛称、契約期間、契約金額を名古屋市公式ウェブサイト等で公表します。

(4) 次点候補者との交渉

候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとします。

7 申込方法等

(1) 申込方法

応募申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、同申込書に指示する添付書類を添えて、次の提出先に直接又は郵送によりご提出ください。

なお、応募申込書は、1者につき1部しか提出できません。

ア 受付期間

令和7年12月5日(金)から12月12日(金) 午後5時（必着）まで
（直接提出する場合は、休館日を除く。）

イ 提出先

名古屋市科学館総務課
〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目17番1号

ウ 提出書類

(ア) 法人の場合

- ・ 応募申込書（様式1）
- ・ 法人等の概要（様式2）
- ・ 事業報告書及び決算報告書（会計原則に沿った公式のもので、至近の3か年のもの）
- ・ 会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等
- ・ 商業登記簿謄本（登記事項全部証明書）
- ・ 法人役員等に関する調書（様式3）

※ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書に基づく排除措置対象法人等であるか否かについて、愛知県警察本部への照会のための資料として使用します。

(イ) 法人以外の場合

- ・ 応募申込書（様式1）
- ・ 法人等の概要（様式2）又は事業概要等（個人事業の内容、経歴等がわかるもの）

- ・直近 3 年分の所得税確定申告書の控えの写し及びその添付書類
- ・住民票の写し（発行後 1 月以内のもの）（原本）
- ・市町村民税の滞納がないことの証明書（本市へ納付のもの（本市に納税義務がない場合は、住所地で納付したもの）又は納税証明書（市町村民税及び固定資産税）の直近 3 年分（原本）
- ・納税証明書（消費税及び地方消費税）（原本）

注 公的機関が発行する謄本及び証明書は、申請日を含め 3 か月以内に発行されたものとします。

(2) 質問等の受付及び回答

募集に関する質問及びその回答は、次のとおりとします。

ア 質問の受付

(ア) 受付期間

令和 7 年 10 月 10 日(金)から 11 月 7 日(金)まで

(イ) 提出先

上記(1)イに同じ

(ウ) 提出方法

質問票（様式 4）を電子メールにより「8 問合せ先」まで提出ください。

イ 回答方法

令和 7 年 11 月 14 日（金）までに、名古屋市科学館公式ウェブサイトにて公表するとともに、質問者には個別に電子メールにて回答します。なお、公表にあたっては、質問文に質問者が特定できる等不適切な情報が含まれる場合は、調整の上、質問文を修正することがあります。

なお、条件の補足等が記載されることもあるので、質問及び回答については、応募申込書等の提出前に必ず確認してください。

(3) 現地見学会

当館において、施設サイン掲出場所等の見学会を開催します。

ア 実施日時 令和 7 年 10 月 27 日(月) 午後 1 時から午後 2 時まで

イ 集合場所 当館北側 防災センター前

ウ 参加人数 1 者につき 2 名まで

エ 参加申込 以下の必要事項を 10 月 24 日（金）までに電子メールにて「8 問合せ先」までお送りください。

(ア) 社名・団体名

(イ) 申込担当者及び連絡先

(ウ) 参加人数

(4) 留意事項

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- イ 申込締切後の応募申込書及び添付書類の変更は、本市が指定した場合を除き、認めません。
- ウ 提出された応募申込書及び添付書類は、返却しません。
- エ 申込後、本市から追加の提出資料を求めることがあります。
- オ 本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。
- カ 応募申込書及び添付書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋
市条例第65号）に基づき、公開することがあります。

8 問合せ先

名古屋市科学館総務課（担当：千葉、北川）

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号

TEL 052-201-4486 FAX:052-203-0788

E-mail:a2014486@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(参考) 名古屋市教育委員会広告掲載要綱(抄)

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行うことができない。

(1) 広告の内容に係る範囲

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- エ 青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの
- オ 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 占い、運勢判断等に関するもの
- ク 社会問題についての主義主張をするもの
- ケ 個人等の名刺広告
- コ 他をひぼう、中傷等するもの
- サ その他広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なうもの

(2) 業務又は事業者に係る範囲

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業形態又はそれに類似するもののうち、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- イ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業
- ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中のもの
- エ 商品先物取引に係るもの
- オ 法律に定めのない医業類似行為に係るもの
- カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- キ 名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- ク その他各種法令等に違反しているもの

(3) その他広告掲載がふさわしくないと教育委員会が認めるもの

2 (略)

(備考) 第3条第1項第3号に規定する教育委員会が認めるものとは、学習塾・通信教育(主に小・中学生を対象としたもの)や私立小・中学校などが含まれます。

名古屋市科学館ネーミングライツ詳細条件

1 ネーミングライツの対象

以下に示す通りとします。契約期間内の愛称変更は、原則できません。

なお、企業ロゴを表示する場合の大きさは、施設名称・愛称の文字による表示部分の一文字あたりの平均面積の2倍程度までとします。

企業ロゴだけが独立した表示と見えないよう、施設名称・愛称の文字による表示部分と一体的な表示となるよう努めてください。

(1) 全館

施設名称をはじめ、以下のとおり愛称を付与することができます。

ただし、当館は開館60年余を経過し、施設名称「名古屋市科学館」をはじめ、現在の名称が市内外多くの方に親しまれている実情を鑑み、愛称にかか
る必須表示等を下記のとおり示します。

【愛称付与の対象とするもの】

名称	愛称にかかる必須表示等
名古屋市科学館	「名古屋」「科学館」を必ず含めることとし、順序は入れ替え不可とします。 また、必須表示に係る表記方法は、「名古屋」は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット（大文字・小文字）のいずれも可、「科学館」は漢字のみとします。
イベントホール (理工館地下2階)	「〇〇ホール」「〇〇 hall（大文字・小文字は任意）」のいずれかを使用し、「〇〇」の部分に愛称を付与できます。
プラネタリウムドーム (天文館6階)	詳細条件は下記(2)を参照
B6 形蒸気機関車等展示施設 (屋外) ※令和8年春にオープン予定 https://www.ncsm.city.nagoya.jp/visit/visitors_guide/information/B6_summary.pdf	「〇〇鉄道ひろば」を必ず使用し、「〇〇」の部分に愛称を付与できます。

(2) プラネタリウムドーム（天文館6階）

【愛称例】 〇〇ドーム

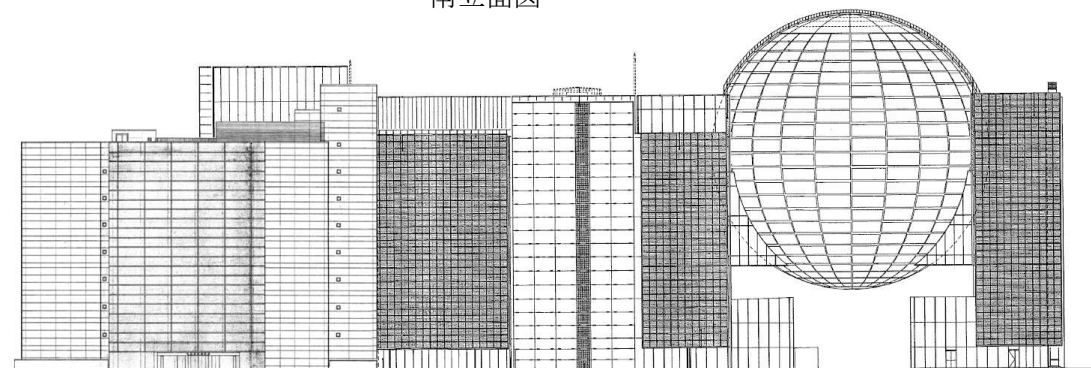
（以下、愛称の表示は「〇〇ドーム」と記載します。）

※愛称は、原則「プラネタリウム」と併記して表示することとします。

【例】

プラネタリウム | ○○ドーム

南立面図



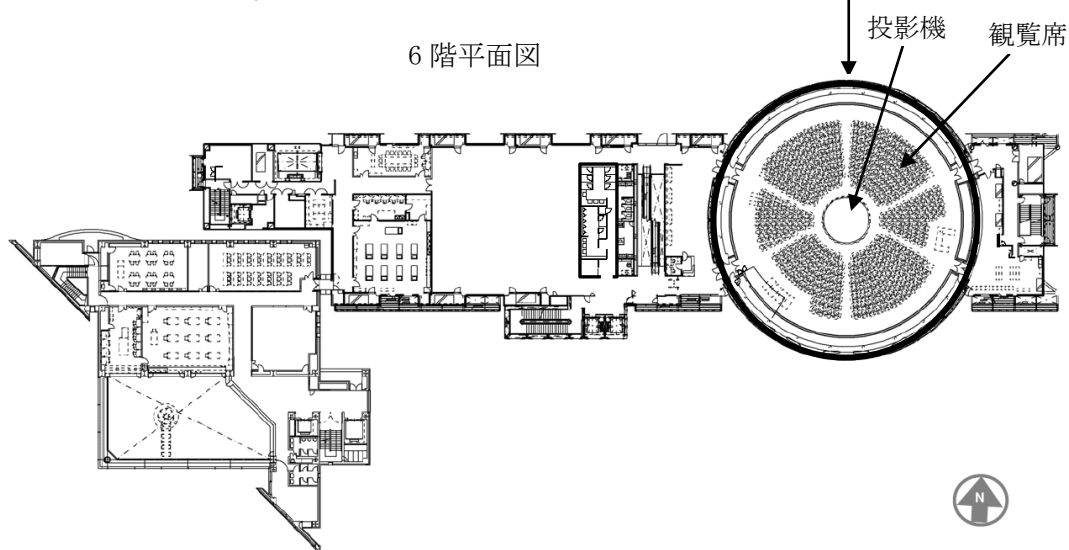
生命館

理工館

天文館

プラネタリウムドームは、天文館の球体の上半分にある 6 階プラネタリウム室を指します。

6 階平面図



2 特典

命名権のほか、以下の特典を付与します。内容の詳細は、本市とスポンサー候補者との協議により別途調整後、決定するものとします。

なお、これらの特典について、第三者への権利譲渡や転貸等はありません。応募区分により特典の適用範囲が異なりますので、ご注意ください。

★：全館 ☆：プラネタリウムドームのみ

(1) 施設サインへの愛称掲出権 (★☆)

施設内外において案内看板等に愛称を掲出できます（別添「施設サイン掲出箇所」参照）。一部例外を除き、名称に対応する愛称を掲出するものとします。

(例) 現在「名古屋市科学館」の名称を掲出する箇所に、プラネタリウムドームの愛称を掲出することはできません。

- ・原則として、サインの字体や色などは指定できません。
- ・上記以外で、案内看板等の掲出を希望する場合は、別途調整となります。
- ・建物への看板の取付等はありません。
- ・関係法令及び施設構造等により要望にお応えできない場合があります。
- ・制作、設置、管理、撤去等に要する費用は、全てスポンサーの負担とします。また、その時期及び期間については、当館と調整の上決定することとします。

(2) プラネタリウム観覧権 (★☆)

通常のプラネタリウム番組を貸し切りでご覧いただけます。(顧客などを招待する企業の販売促進活動などにも使用いただけます。ただし、参加者から料金を徴収する催事には、ご使用いただけません。)

- ・プラネタリウム(貸し切り) 1年度につき3回以内
(1回の投影時間は50分、1回の定員は350名です。)
- ・観覧日、時間等は、事前に調整するものとします。
- ・観覧の際には、科学館への入館に係る観覧料は免除し、展示室も併せてご覧いただけます。

(3) 定期観覧券の発行 (★)

当館をご利用いただけるよう、当館が発行している定期観覧券(展示室のみ、単価1,600円)を350枚お渡しいたします。

なお、定期観覧券以外の特典を希望する場合は、費用に換算し、560千円を超えない範囲の特典を、名古屋市科学館ネーミングライツスポンサー応募申込書に記載ください。ただし、関係法令等確認し、協議の結果、その特典を付与できない場合があります。

(4) 観覧券等への愛称掲出権

当館の観覧券(科学館が単独で発行する観覧券のうち、科学館窓口で発行するもの)の表面に愛称を掲出できます。具体的な掲出方法は、「観覧券等への愛称掲出イメージ」のとおりとします。

券種	大きさ
窓口発券観覧券(ドーム愛称) (★☆)	タテ0.6cm×ヨコ5.0cm程度 で黒字
オンライン引換観覧券(館愛称)(★)	タテ3.0cm×ヨコ3.0cm程度 で黒字
オンライン引換観覧券(ドーム愛称) (★☆)	タテ1.0cm×ヨコ7.5cm程度 で黒字

定期観覧券（展示室とプラネタリウム） （ドーム愛称）（★☆）	タテ 0.4 cm × ヨコ 2.5 cm 程度 で白抜き文字
定期観覧券（展示室とプラネタリウム） （館愛称）（★）	タテ 0.5 cm × ヨコ 4.0 cm 程度 で白抜き文字
定期観覧券（展示室のみ）（館愛称）（★）	

なお、令和 6 年度実績で、「窓口発券観覧券」及び「オンライン引換観覧券」は約 70 万枚、「定期観覧券（展示室のみ）」は約 600 枚「定期観覧券（展示室とプラネタリウム）」は約 1,600 枚発行しています。

(5) ウェブサイトへの企業広告掲出権（★☆）

当館公式ウェブサイトにはバナー広告（1 か所）を掲出できます。

バナー広告の詳細は、当館公式ウェブサイトの「広告募集について」をご覧ください。広告掲載料は無料です。

https://www.ncsm.city.nagoya.jp/visit/visitors_guide/advertise.html

- ・ 広告内容は、「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」に基づき、事前の承認が必要となります。
- ・ バナー広告の図柄制作に要する費用は、スポンサーの負担とします。

(6) 館内サイネージへの企業広告掲出権（★）

当館理工館 1 階エントランス、3 階休憩室にあるサイネージに、企業広告を掲出できます。

- ・ 広告内容は、「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」に基づき、事前の承認が必要となります。
- ・ バナー広告の図柄制作に要する費用は、スポンサーの負担とします。

(7) 企業 PR スペースでの企業広告掲出権（★☆）

プラネタリウムドーム出入口の前にあるホワイエ内の掲示板の一部（タテ 2.4m × ヨコ 3.0m 程度）を企業の紹介や広告スペースとして活用できます（別添「企業 PR スペース内容」参照）。ただし、ホワイエは、プラネタリウムと一体となったグレーを基調とし、観覧者にプラネタリウムドームの暗さへ慣れていただく空間となっているため、掲示物の色彩、デザイン、明るさ等について、調整する場合があります。

- ・ 広告内容は、「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」に基づき、事前の承認が必要となります。
- ・ 掲示物の制作、設置、撤去等に要する費用は、全てスポンサーの負担とします。

(8) 呼称権・施設写真使用权（★☆）

ア 名古屋市のネーミングライツスポンサー呼称権

例えば「株式会社〇〇は、ネーミングライツスポンサーとして、名古屋市科学館を応援しています。」と自社のホームページ等に表示していただくことができます。

イ 愛称、施設写真の広報及び広告・販売促進での使用权

(9) その他 (★☆)

以下の媒体で愛称を掲載します。

- ・当館が運営する公式ウェブサイト、オンライン観覧券販売サイト及び公式 SNS
- ・当館が発行する広報紙や見学ガイド、事業告知チラシ等
- ・当館職員が使用する名札等
- ・当館の情報を掲載する、第三者が制作する各種情報誌等（下記 4 (2) に該当した場合を除く）

3 その他の条件

プラネタリウムドームにある観覧席のヘッドレストカバー（別添「観覧席ヘッドレストカバー詳細」参照）を 400 枚（予備を含む。）納入していただきます。

ヘッドレストカバーには、付与した愛称のうち、1 種類を掲出できます。

なお、ヘッドレストカバーの制作、納入、処分等に要する費用は、全てスポンサーの負担とします。

4 愛称の使用制限

(1) 契約期間を通じた制限

「2 特典」の各記載に関わらず、以下の場合、愛称を使用できないことがあります。

- ア 名古屋市会に提出する議案等、公的な団体に提出する書類
- イ 第三者からの要請があり、かつスポンサーが了解した場合
- ウ その他科学館とスポンサーとの協議が整った場合

(2) 契約始期における制限

令和 8 年 4 月 1 日以前にすでに開催、または開催告知を開始しているイベント等については、愛称を使用できない場合があります。

（例）令和 8 年 3～6 月に開催する特別展の告知チラシ

5 契約の終了時について

契約が終了又は解除となった場合、スポンサーの負担により設置した一切の物件は、全て撤去し現状復旧していただくとともに、それに要する費用はスポンサーの負担とします。